

お客さま各位

永和信用金庫

## 未利用口座管理手数料と各種預金規定の改定について

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、口座の不正利用防止の観点等から2021年4月1日に「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日以降に新規開設された普通預金口座・貯蓄預金口座から同手数料の対象とさせていただきます。

このたび、当金庫普通預金規定第19条に基づき第18条（貯蓄預金規定第20条に基づき第19条）を2022年4月1日より変更し、2021年3月31日以前に開設された普通預金口座・貯蓄預金口座についても「未利用口座管理手数料」の対象とさせていただきますこととなりました。

本手数料はあくまで、未利用状態となった普通預金口座・貯蓄預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座・貯蓄預金口座、また、後見制度支援預金口座は対象外となります。

なお、本手数料の対象となったお客さまの口座におかれましては、口座の利用再開、または今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約のご検討をお願いいたします。

## 【2022年4月1日以降 未利用口座管理手数料の対象となる口座】

以下の①～⑥のすべてに該当する普通預金口座・貯蓄預金口座を対象といたします。

①	普通預金口座・貯蓄預金口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し（普通預金のお利息に元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から <b>2年以上</b> 、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座・貯蓄預金口座であること。
③	当該の普通預金口座・貯蓄預金口座の残高が <b>1万円未満</b> であること。
④	同一支店で、定期性預金・投資信託・国債・外貨預金・保険等預かり資産のお取引がないこと。
⑤	同一支店でお借入がないこと。
⑥	<b>口座名義人が成人（18歳以上）</b> であること。

※通帳紛失等によりご利用を停止されている普通預金口座・貯蓄預金口座も含まれます。

※普通預金口座には、総合口座・決済用普通預金も含まれます。

## 【手数料の対象となった場合のご案内について】

●上記①～⑥のすべてに該当する口座となった場合、口座名義人に対し文書にてお届出の住所に「ご案内」を送付いたします。

※送付した「ご案内」が延着し、または到着しなかった時でも、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

●案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料として年間1,320円（消費税等込み）を当該口座から引落しいたします。

●翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。

## 【口座の自動解約について】

●手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、当該口座を自動的に解約いたします。

●この場合は口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。

●ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

## 【各種預金規定の改定について】

改定日	2022年4月1日
未利用口座管理手数料に関し改定される預金規定	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（総合口座）
	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人）
	貯蓄預金規定（個人限定）

## 【預金規定改定内容について】

### ○旧規定

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（総合口座） / 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・総合）

（手数料の取扱い）

#### （1）未利用口座

- ①2021年4月1日以降に開設された普通預金および無利息型普通預金口座は、最終異動日（未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない場合は、未利用口座として取扱います。

貯蓄預金規定（個人限定）

（手数料の取扱い）

#### （1）未利用口座

- ①2021年4月1日以降に開設された貯蓄預金口座は、最終異動日（未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない場合は、未利用口座として取扱います。

### ○新規定（改定後）

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（総合口座）

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・総合）

貯蓄預金規定（個人限定）

（手数料の取扱い）

#### （1）未利用口座

- ①最終異動日（未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない場合、そのほか当金庫所定の条件に該当する場合は、未利用口座として取扱います。

## 【未利用期間開始基準について】

### ①2021年3月31日以前に口座開設された口座

2022年4月1日または最終異動日のいずれか遅い日に該当する月末

（例）最終異動日 2022.4.1 の場合

2022.4月が基準となり、2024.4月までに異動がない場合は対象口座となります。

### ②2021年4月1日以降に口座開設された口座

最終異動日に該当する月末

（例）最終異動日 2021.5.31 の場合

2021.5月が基準となり、2023.5月までに異動がない場合は対象口座となります。

当金庫では、ご利用のない口座に対する口座管理手数料をご負担いただくことにより、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの維持向上に努めてまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に対するお問い合わせは、お取引店までお願いいたします。